

# 春日井市電子納品運用ガイドライン

令和8年2月

## 1-1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、本市が発注する工事及び委託業務（コンサル系）において電子納品を実施するにあたり、発注者（委託者）及び受注者（受託者）が電子納品の運用を円滑に実施することを目的とする。

## 1-2 本ガイドラインの取扱い

- 1 本ガイドラインは、令和8年2月1日以降に契約する工事及び委託業務（コンサル系）に適用する。ただし、特記仕様書等に指定のある場合はこの限りではない。
- 2 本ガイドラインに記載のない事項は、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県情報共有運用ガイドライン」（以下、「愛知県ガイドライン等」という。）に従う。
- 3 本ガイドラインと、愛知県ガイドライン等に不整合のある場合は、本ガイドラインの記述を優先する。
- 4 本ガイドライン、愛知県ガイドライン等に記載のない事項や、工事及び委託業務（コンサル系）の特性にそぐわない事項については、受発注者間で協議して個別に定めること。

## 1-3 電子納品の対象業務及び工事

- 1 電子納品の対象業務及び工事は、次のとおりとする。
  - ①請負金額が200万円を超える工事
  - ②請負金額が100万円を超える委託業務（コンサル系）
- 2 事前協議によらず電子納品の対象外とする場合、発注者は特記仕様書に明記する。

## 1-4 情報共有システムの利用対象

- 1 情報共有システムを利用できる工事は、本ガイドライン1-3 電子納品の対象業務及び工事に規定する工事、委託業務（コンサル系）とする。
- 2 情報共有システムの利用は、土木工事は受注者が決定するものとし、利用する場合は契約後すみやかに監督職員に書面で通知する。建築工事は発注者が指定する。

## 1-5 オンライン電子納品※

春日井市は、オンライン電子納品における電子成果品保管管理システムを利用していないため、電子納品対象物の納品については次のとおりとする。

- ① 情報共有システムを利用した場合：工事等の完了を確認する検査に合格した後、すみやかに監督職員の指定する電子記録媒体に情報共有システム内のデータを保存して提出する。
  - ② 情報共有システムを利用しない場合：監督職員の指定する電子記録媒体に愛知県ガイドライン等の電子納品の対象範囲に示す電子納品対象物を保存して提出する。
- ※オンライン電子納品とは、インターネット経由で電子納品対象物を納品すること。

## 1-6 電子納品の適用範囲

- 1 ファイル形式について、愛知県ガイドライン等において、SXF（sfc 又は sfz）とあるものは、DWG 又は JWW と読み替える。
- 3 愛知県ガイドライン等における、営繕工事電子納品要領の適用とある事項については適用しない。

## 1-7 電子納品の実施方法

愛知県ガイドライン等において、電子成果品保管管理システムへの登録及び電子媒体の保管、保管管理システムとある事項については、本ガイドライン1-5 オンライン電子納品に規定する①、②のとおりとする。